

# 屋外広告物のてびき

～屋外広告物の規制・許可の手続等について～

枚方市

令和4年 10月 改訂

# 目次

---

## 第1章 概要

1-1 屋外広告物とは	2
1-2 屋外広告物の規制の必要性	2
1-3 条例による規制等の概要	3

## 第2章 広告物等の規制等

### 2-1 禁止事項

(1) 禁止地域等	4
(2) 禁止物件	4
(3) 禁止広告物等	4

### 2-2 許可等について

(1) 手続きの種類	5
(2) 手続きの流れ	7
(3) 必要書類	8

### 2-3 表示の方法等の制限事項

(1) 表示の方法等の制限区域等	10
(2) 表示の方法等の制限物件（電柱や停留所標識）	16

### 2-4 適用除外

### 2-5 その他の注意事項

安全点検実施の流れ	20
-----------	----

## 第3章 屋外広告業

### 3-1 屋外広告業の登録等

(1) 屋外広告業の登録等	21
(2) 屋外広告業の廃業等	23

## 参考資料

資料① 面積算定方法について	24
資料② 安全点検の対象となる屋外広告物の取扱い	26
資料③ 手数料表	27

# 第1章 概要 1-1 屋外広告物とは

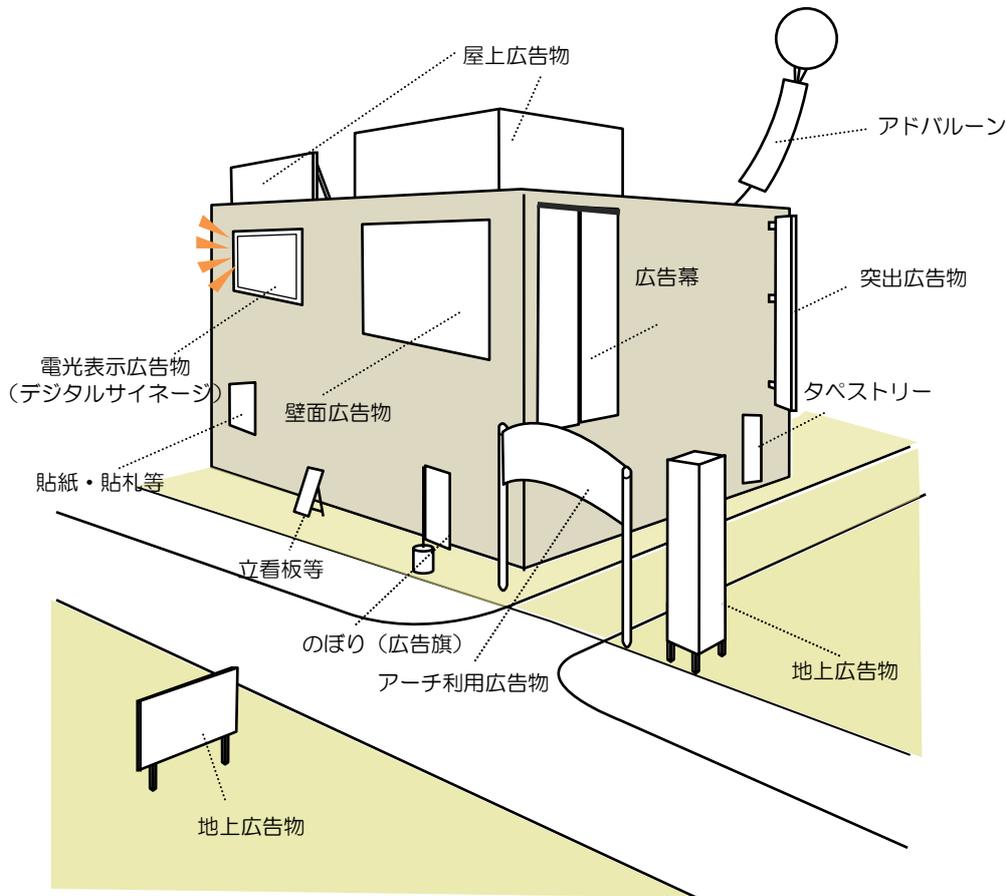
屋外広告物とは、屋外広告物法第2条に規定されており、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に対して表示・設置される看板、立看板などの広告物をいいます。

このなかには商業広告など営利目的のものはもちろん、個人の名前や事務所・営業所名、コーポレートカラー、シンボルマーク、商標等の表示、各種の行事、催物、集会等の案内など公衆に宣伝や広報するものも含まれます。

ただし、次のようなものは屋外広告物に該当しません。

- ・街頭で配布されるチラシなどの定着性のないもの
- ・建築物や自動車の窓ガラス等の内側から貼られたもの
- ・駅、工場、野球場内等で、その構内に入る特定の人を対象とするもの
- ・単に光を発するもの（サーチライトなど）

## 【屋外広告物の種類】



表示の方法等の制限区域の分類は、枚方市のホームページ（[屋外広告物条例規制区域図のページ](#)）で確認することができます。

## 1-2 屋外広告物の規制の必要性

看板、広告塔やネオンサインなどの屋外広告物は、情報の受け手にとって有益なものであったり、街を活気づけたりするものです。その一方で、無秩序に表示されると、まちの景観や自然の風致を損ねることになるため、周囲の景観と調和した広告物の掲出が求められます。特に平成16年の「景観法」の制定後は、美しいまちなみと良好な景観に対する関心が非常に高まっています。

また、屋外広告物は、その設置や管理が適正に行われないと、落下等の事故により、公衆への危害を及ぼしたりするおそれがあります。

さらに、屋外広告物そのものに対する規制とあわせて、屋外広告物の表示活動の大半を担う屋外広

告業者に対する指導、育成も不可欠になっています。

こうしたことから国においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害の防止を目的として、屋外広告物法（昭和24年6月3日制定）が定められており、また、大阪府においては、大阪府屋外広告物条例（昭和24年8月29日制定）が定められています。

本市においては、同趣旨により屋外広告物法の規定に基づき、枚方市内の広告物等（屋外広告物及びその掲出する物件）の表示及び設置、屋外広告業について必要な規制等を行うため、枚方市屋外広告物条例を施行し、その取り組みを行っています。

■屋外広告物法（昭和24年6月3日制定）

■枚方市屋外広告物条例（平成25年12月9日制定、平成27年12月14日改正）

■枚方市屋外広告物条例施行規則（平成26年3月31日制定、平成28年3月29日改正、令和4年4月27日改正）

■枚方市屋外広告物条例に基づく広告物等の表示の方法等の制限区域等の指定（平成28年3月29日制定、令和4年4月27日変更）

※以降、本てびきの中では、枚方市屋外広告物条例を「条例」と表しています。

## 1-3 条例による規制等の概要

### ①禁止事項・・・P4参照

良好な景観を形成し、又は風致を維持することが特に強く要請される地域又は場所（禁止地域等）、公共施設等（禁止物件）には、広告物等を表示・設置することができません。

また、公衆に対し著しく危害を及ぼすおそれのある広告物等（禁止広告物等）を表示・設置することはできません。

### ②広告物等の許可等

○許可等の手続きの概要・・・P5参照

枚方市内で広告物等を設置する場合は、制限の適用が除外される広告物等を除いて、変更等については、変更許可や届出が必要となります。

○表示面積・・・枚方市では、敷地内にある全ての「自家用広告物」（看板など）の表示面積の合計面積が「7㎡」を超える屋外広告物の設置は市への許可申請が必要です。（景観重点区域の歴史的環境整備ゾーンの場合は5㎡）

その他、「非自家用広告物」は、大きさ・面積に関係なく許可申請が必要です。

☆「自家用広告物等」とは、自己の事業所名・会社名・営業内容を表示する広告物であり、自己が管理する事業所や会社・店舗などの敷地内に表示・設置するもの。

☆「非自家用広告物等」とは、自家用広告物以外の広告物であり、大きさ・面積に関係なく許可が必要です。（自己の事業所・営業所以外の道路沿いや建物等に掲示するもの）

☆「非自家用広告物等」は、道路軸制限区域の国道1号、170号、第二京阪道路沿道区域の道路境界から50m幅を基本とする区域には、表示・設置できません。（制限緩和区域を除く）

○手数料・・・P6、P27（資料③ 手数料表）参照

広告物等の許可を受けるためには、広告物等の種類や面積に応じた手数料が必要です。

### ③表示の方法等の制限・・・P10参照

広告物等の表示又は設置については、著しく良好な景観又は風致を害するおそれのないものとしなければなりません。また、設置する地域や場所又は物件の特性に応じて、条例の基準を守ることが必要となります。

### ④適用除外・・・P17参照

条例で定める禁止事項や許可、表示の方法等の制限などについて、一定の要件を満たす広告物等を表示・設置する場合は、その制限の一部の適用を除外しています。

### ⑤屋外広告業の登録等・・・P21参照

枚方市内で屋外広告業を営もうとする方は、登録が必要となります。

## 第2章 広告物等の規制等 2-1 禁止事項

＜条例第5条から第7条＞

### (1) 禁止地域等（広告物等を表示・設置できない地域等）＜条例第5条＞

禁止地域等とは、良好な景観を形成し、又は風致を維持することが特に強く要請される地域又は場所です。この禁止地域等では、広告物等を表示・設置することができません。

- ① 都市計画法の規定による第一種低層住居専用地域
- ② 文化財保護法の規定による以下の地域等
  - ・ 重要文化財に指定された建造物の敷地
  - ・ 指定又は仮指定された史跡、特別史跡等の地域又は場所
- ③ 大阪府文化財保護条例の規定による以下の地域等
  - ・ 大阪府指定有形文化財に指定された建造物の敷地
  - ・ 大阪府指定史跡、大阪府指定名勝、大阪府指定天然記念物の地域又は場所
- ④ 枚方市文化財保護条例の規定による以下の地域等
  - ・ 枚方市指定文化財に指定された建造物の敷地
  - ・ 枚方市指定文化財に指定された記念物の地域又は場所
- ⑤ 古墳、墓地

### (2) 禁止物件（広告物等を表示・設置できない物件）＜条例第6条＞

公共施設等の物件には、広告物等を表示・設置することはできません。

- ① 街路樹、路傍樹
- ② 橋りょう、地下道の上屋
- ③ トンネル、高架構造物、道路の分離帯及び道路又は鉄道の擁壁
- ④ 街灯、信号機及び道路標識
- ⑤ 道路上の柵及び駒止
- ⑥ 消火栓及び火災報知機
- ⑦ 郵便ポスト及び公衆電話ボックス
- ⑧ 送電塔及び送受信塔
- ⑨ 形像及び記念碑
- ⑩ 景観法の規定により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木
- ⑪ 枚方市景観条例の規定により指定された歴史的景観建造物

### (3) 禁止広告物等（表示・設置が禁止されている広告物等）＜条例第7条＞

公衆に対し著しく危害を及ぼすおそれのある広告物等を表示・設置することはできません。

- ① 著しく汚染し、又は塗料等のはく離した広告物等
- ② 著しく破損し、又は老朽した広告物等
- ③ 倒壊又は落下のおそれのある広告物等
- ④ 信号機若しくは道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのある広告物等
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのある広告物等
- ⑥ ①から⑤までのほか、公衆に対し著しく危害を及ぼすおそれのある広告物等

## 2-2 許可等について <条例第8条から第13条、第27条、第28条>

### (1) 手続きの種類

条例で定める広告物等の表示等の手続きについては、大きく分けて「許可申請」と「届出」の2種類があります。

#### ① 許可申請

##### 新規許可申請（新たに広告物等を表示・設置する場合）

広告物等を新たに表示・設置する場合（適用除外の規定により許可が不要となる広告物等（P17参照）を除く。）は、新規許可申請が必要です。なお、許可の期間は、2年以内（貼紙などの場合は3月以内）です。

※ 景観重点区域で広告物等を表示・設置する場合は、事前協議が必要な場合があります。（P14参照）

##### 継続許可申請（継続して広告物等を表示・設置する場合）

許可の期間満了後も引き続き広告物等を表示・設置する場合は、許可の期間の満了までに継続許可申請が必要です。

なお、許可の期間は、従前の許可の期間の満了の日の翌日から2年以内（貼紙などの場合は3月以内）となります。

##### 変更許可申請（種類、形状等を変更する場合）

許可を受けた広告物等を「追加」する場合の「数量」、又は「種類」、「場所」、「形状」、「寸法」、「材料」、「構造」を変更しようとする場合は、事前に許可申請が必要です。

なお、許可の期間は、現許可の期間の満了までとなります。

#### ○許可の基準

広告物等を表示・設置する場合には、次の基準を満たす必要があります。

区分	基準
建造物の屋上に表示・設置する広告物等（「屋上広告物」という）	縦：建造物の高さの2/3以内 横：建造物の幅の範囲内
建造物の壁面に表示・設置する広告物等（「壁面広告物」という）	縦：建造物の高さの範囲内 横：建造物の幅の範囲内
表示の方法等の制限に該当する広告物等	上記の許可の基準以外に、条例で定められた表示の方法等の基準に適合すること（P10参照）

#### ○広告物等の区分

区分	概要
アドバルーン	気球状の広告物等や気球につり下げる広告物等。
広告旗	容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告物（これを支える台を含む）。
立看板等	容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている広告物（これを支える台を含む）。
貼紙又は貼札等	容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告物。
広告塔又は広告板	広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出・表示された広告物を含む。屋上広告物、壁面広告物、地上広告物の形態。

※ただし、貼紙、貼札等、広告旗、立看板等の簡易広告物等で、高さ4m以内の自家用又は表示等の期間が3月を超えない非自家用の簡易広告物等は許可を要しない除外規定（P18（20）、（21）参照）があります。

## ○手数料（P27参考資料 手数料表参照）

広告物等の許可を受けるためには、広告物等の種類や面積に応じた手数料が必要です。また、変更許可申請の場合、変更に係るものについて手数料が必要です。

手数料の納付方法は、市が発行する納付書を受け、金融機関における事前の支払です。

区 分		単 位	手数料の額
アドバルーン		1 個	650円
広告旗		1 枚	350円
立看板等			200円
貼紙又は貼札等		100 枚	250円
広告塔又は広告板	2㎡未満のもの	1 件	450円
	2㎡以上5㎡以下のもの		1,000円
	5㎡を超えるもの		1,000円に5㎡を超える面積が5㎡までごとに1,000円を加算した額

## ○許可の期間

許可の期間は2年以内です。

また、変更許可の場合は、現許可の期間の満了まで、継続許可の場合は、従前の許可の期間の満了の日の翌日から2年以内となります。

ただし、貼紙、貼札等、広告旗、立看板等、アドバルーンは3月以内です。

## ②届出

### 変更届（意匠、申請者、管理者等に変更がある場合）

許可を受けた広告物等を「減少」させる場合の「数量」、又は広告物等の「照明」、「音響」、「意匠」、「色彩」を変更する場合は、付近見取図及び変更に係る書類を添えて変更届出をしてください。

また、申請者、管理者、工事の施行者である屋外広告業者の氏名、住所又は3月を超える工事完了予定時期、表示・設置の期間の変更が生じた場合は、速やかに変更届出をしてください。

※ 同時に変更許可申請が必要な変更をする場合は、変更許可申請に上記変更内容が分かる書類を添えて提出することで変更届出書の提出が不要となります。

### 工事の完了等届出

#### ○広告物等の工事を完了、中止した場合

許可を受けた広告物等の工事を完了・中止した場合は、屋外広告物工事の完了等届出書に付近見取図及びしゅん工写真（中止の場合は写真不要）を添えて提出してください。

#### ○広告物等を滅失、除却した場合

許可の期間が満了し、継続許可を受けない場合は、広告物等を除却する必要があります。

広告物等を滅失、除却した場合は、屋外広告物工事の完了等届出書に付近見取図及び滅失・除却前後の写真を添えて提出してください。

## (2) 手続きの流れ

### ○広告物等の表示・設置をする場合

#### 屋外広告物の計画・事前調査

- 市 HP 等で禁止地域、表示の方法等の制限区域を確認しましたか？
- 禁止物件、禁止広告物等の禁止事項に該当する広告物等ではありませんか？
- 許可の基準、表示の方法等の制限等に沿った計画となっていますか？
- 適用除外となる広告物ですか？  
(禁止事項に該当していても、規制の適用が除外され表示等が可能になる場合があります。)
- 工事の施工者は、屋外広告業の市長の登録を受けていますか？
- 道路占用許可など他法令に基づく許可等を受けていますか？



#### (市に事前相談)

※景観重点区域で広告物等を表示・設置する場合は、事前協議が必要な場合があります。(P 14参照)



#### 許可申請



(内容審査) ※条例の基準に適合しているか、申請内容が適正かなど、審査があります。



#### (手数料の支払)

※市が発行する「手数料納付通知書」を受領し、支払期限までに手数料の支払が必要になります。



#### 許可(許可書(副本)の受領)



#### (設置工事の着手)



#### 工事の完了等届(工事の完了・中止)

※許可の申請を行った広告物等の設置の工事を完了、又は中止した場合。

### ○変更が生じる場合

#### 変更許可申請

※許可を受けた広告物等を「追加」する場合の「数量」、又は「種類」、「場所」、「形状」、「寸法」、「材料」、「構造」を変更しようとする場合。

#### 変更届

※許可を受けた広告物等を「減少」させる場合の「数量」、又は「照明」、「音響」、「意匠」、「色彩」を変更しようとする場合。また、氏名及び住所、工事完了予定期日等を変更しようとする場合。

### ○許可の期間の満了日まで

#### 継続許可申請

※継続して広告物等を表示する場合。

#### 工事の完了等届(滅失・除却)

※滅失・除却を行った場合や許可の期間の満了後に継続しない場合。

### (3) 必要書類

#### [1]許可申請の必要書類

手続きの種別ごとに必要書類を記載順に綴って、2部（正副各1部）を窓口へ提出してください。

種別	添付書類	摘要
事前協議 ※対象となるものはP14を参照	①事前協議申込書	様式第1号
	②チェックリスト	基準（P14参照）との適合についての確認
	③面積算定一覧表	面積の算定式を記入したもの
	④付近見取図	方位、道路及び目標となる地物を明示したもの
	⑤現況写真一覧表	設置場所がすべてわかるもので、 <b>直近に撮影したもの</b>
	⑥配置図	建築物・広告物等の両方を含んでいるもので、それぞれの位置関係がわかるもの
	⑦立面図	建築物・広告物等の両方を含んでいるもの
	⑧意匠図	形状、寸法、材料がわかるもので着色したもの（マンセル表色系に基づく色彩の表示が併せて必要）
新規・継続許可申請	①許可申請書	様式第2号
	②面積算定一覧表	面積の算定式を記入したもの
	③安全点検結果報告書（様式第3号）	<b>高さ4m超または1基あたりの表示面積7㎡超の広告物等</b> の場合必要（P19・P20・P26参照） ※ <b>継続許可申請の場合または安全点検の対象となる広告物等の表示・設置後に新規申請を行う場合に添付</b>
	安全点検者の資格を確認できる書類	P19の点検者の資格を有することが確認できるもの ※ <b>安全点検結果報告書に添付</b>
	点検状況を示す写真	<b>点検及び改善状況 写真添付・所見記載用紙参照</b>
	④付近見取図	方位、道路及び目標となる地物を明示したもの
	⑤現況写真一覧表	設置場所がすべてわかるもので、 <b>直近に撮影したもの</b>
	⑥配置図	建築物・広告物等の両方を含んでいるもので、それぞれの位置関係がわかるもの
	⑦立面図	建築物・広告物等の両方を含んでいるもの
	⑧意匠図	形状、寸法、材料がわかるもので着色したもの ※ <b>景観重点区域（枚方宿地区）内の申請にあっては、マンセル表色系に基づく色彩の表示が必要</b> （P14参照）
	⑨構造図 ※1	建築物・広告物等の両方を含んでいる場合
	⑩配線図 ※1	広告物等自体に電気設備を使用する場合
	⑪道路占用許可書（写）	<b>突出広告物等で、道路等の上空を占用する場合</b>
⑫道先案内先施設の付近見取図	方位、道路及び目標となる地物を明示したもの ※ <b>道路軸制限区域における適用除外を受ける道先案内図に係る許可申請（P17中の(15)）の場合</b>	
⑬自主点検結果報告書（参考様式）	自主点検結果の報告を行う場合必要（任意）	
変更許可申請	①変更許可申請	様式第4号
	②面積算定一覧表	面積の算定式を記入したもの
	③変更の内容がわかる書類	（新規許可申請の図面関係⑥～⑩を参照）
	④付近見取図	方位、道路及び目標となる地物を明示したもの
	⑤現況写真一覧表	変更する広告表示面がすべてわかるもので、 <b>直近に撮影したもの</b>
	⑥道路占用許可書（写）	<b>突出広告物等で、道路等の上空を占用する場合</b>
（共通） その他添付を要する書類	委任状	申請者が当該申請手続きを代理人に委任する場合
	その他の図書	必要に応じ市長が必要と認めるもの

※1 ⑨、⑩については前回許可申請より、掲出広告の変更がなければ省略することができます。

## [2]届出の必要書類

手続きの種別ごとに必要書類を記載順に綴って、2部（正副各1部）を窓口に提出してください。

種別	添付書類	摘要
変更届	①届出書	様式第5号
	②付近見取図	方位、道路及び目標となる地物を明示したもの
	③現況写真一覧表	変更する広告表示面がすべてわかるもので、 <b>直近に撮影したもの</b>
	④変更の内容がわかる書類	変更の前後が対比できるもの（図面や意匠図など）
工事の完了等届 (工事完了・中止の場合)  (滅失、除却した場合)	①届出書	様式第8号
	②付近見取図	① 方位、道路及び目標となる地物を明示したもの
	③竣工写真一覧表	設置場所がすべてわかるもので、工事完了後に撮影したもの。ただし、工事中止の場合は写真不要。
	①届出書	様式第8号
	②付近見取図	方位、道路及び目標となる地物を明示したもの
	③写真一覧表	滅失、除却の前後がわかるもの

## [3]郵送による手続き

本市では、郵送による申請・届出も受け付けています。

・「手数料納入通知書」及び「許可書（副本）」の郵送を希望する場合は、返信用の「封筒2部」に返信先を記入し、郵送料相当分の「切手」を貼り付けて、下記の郵送先に送付してください。  
なお、窓口（P23参照）で行う場合の住所と異なりますのでご注意ください。

提出物		
1	申請書・届出書及び添付書類	一式（2部） ※添付書類については前項（3） <u>必要書類[1][2]</u> をご覧ください
2	納入通知書送付用封筒	定形封筒長形3号（120×235以上の大きさ） ※ <u>所定の切手</u> を貼ったもの。宛先を記入する。
3	申請書（副）及び許可書 返送用封筒	角形A4封筒（228×312以上の大きさ） ※ <u>所定の切手</u> を貼ったもの。宛先を記入する。

（注1）訂正等有る場合、来庁いただくか、返送用封筒で書類を返却し、再度提出していただくことがあり、時間を要する場合があります。

（注2）返送用封筒の切手の料金が不足する場合、不足料金受取人払いで返信させていただきます。（令和元年10月1日より郵便料金が改定になっておりますのでご注意ください。）

**【郵送先】**住所：〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号  
宛先：枚方市役所 都市整備部 住宅まちづくり課  
電話：072-841-1478

## 2-3 表示の方法等の制限事項

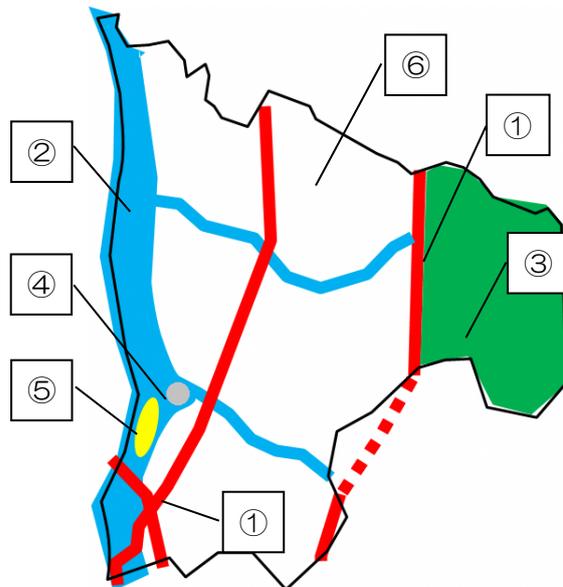
＜条例第8条、第14条＞

広告物等の表示の方法等は、著しく良好な景観又は風致を害するおそれのないものとしなければなりません。条例により設置する地域や場所又は物件の特性に応じて、表示の方法等を制限しています。

### (1) 表示の方法等の制限区域等

枚方市景観計画区域に景観形成区域と景観重点区域として定められた区域については、条例により面的な制限区域を定めるとともに、その区域を都市計画に定める用途地域等に応じて「制限緩和区域」、「一般制限区域」、「重点制限区域」に分類し、広告物等の大きさなどの基準を定めています。

また、枚方市駅の周辺の商業等が集積している区域については、広告物等の高さ、非自家用広告物の表示・設置を制限する区域（以下「特定区域」という。）の指定を行っています。



表示の方法等の制限区域等は、枚方市のホームページ（[屋外広告物条例規制区域図のページ](#)）で確認することができます。

番号	制限区域等の区分	概要
①	道路軸制限区域（P11）	景観形成区域（道路景観軸）の国道1号・170号沿道区域、第二京阪道路沿道区域 ※道路境界から50m幅を基本とする区域
②	河川軸制限区域（P12）	景観形成区域（河川景観軸）の淀川沿岸区域 ※河川区域から500m幅を基本とする区域 景観形成区域（河川景観軸）の天野川沿岸区域、穂谷川沿岸区域 ※河川区域から50m幅を基本とする区域
③	東部制限区域（P12）	景観形成区域（東部景観区域）第2京阪道路より東側
④	特定区域（P13）	枚方市駅の周辺の区域 ※河川軸制限区域内
⑤	景観重点区域（P14）	景観重点区域（枚方宿地区） ※河川軸制限区域内
⑥	許可区域（①～⑤以外）	①～⑤以外で「第一種低層住居専用区域」を除く表示の方法等の制限区域を定めていない区域

### ①道路軸制限区域

道路軸制限区域における表示の方法等の制限は、用途地域により、制限緩和区域、一般制限区域、重点制限区域に分類され、規制の内容が異なります。

区域	形式		非自家用広告物等	自家用広告物等
制限緩和区域	屋上広告物	縦	建物の高さの 2/3 以内	同左
		横	建物の幅の範囲内	
	壁面広告物	縦	建物の高さの範囲内	同左
		横	建物の幅の範囲内	
	その他の広告物	表示面積	30㎡以内	大きさ・高さの規定なし
		地上からの高さ	10m以内	
一般制限区域	屋上広告物	縦	※ 表示・設置 できません	建物の高さの 2/3 以内
		横		建物の幅の範囲内
	壁面広告物	縦		建物の高さの範囲内
		横		建物の幅の範囲内
	その他の広告物	表示面積		大きさ・高さの規定なし
		地上からの高さ		
重点制限区域	屋上広告物	縦	※ 表示・設置 できません	建物の高さの 1/3 以内
		横		建物の幅の範囲内
	壁面広告物	縦		建物の高さの 1/2 以内
		横		建物の幅の範囲内
	その他の広告物	表示面積		大きさ・高さの規定なし
		地上からの高さ		

注：P17 「表示の方法等の制限」が除外される広告物等はこの限りではありません

※ 「非自家用広告物等」は、道路軸制限区域の国道1号、170号、第二京阪道路沿道区域の道路境界から50m幅を基本とする区域には、表示・設置できません。(制限緩和区域を除く)

※  は、通常の許可基準(P5)と同じ基準です。

制限緩和区域	・商業地域 ・近隣商業地域
一般制限区域	・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・工業専用地域 ・市街化調整区域
重点制限区域	上記以外

表示の方法等の制限区域の分類は、枚方市のホームページ ([屋外広告物条例規制区域図のページ](#)) で確認することができます。

## ② 河川軸制限区域及び③東部制限区域

河川軸制限区域及び東部制限区域における表示の方法等の制限は、周囲の景観に調和させることと併せて、用途地域により、制限緩和区域、一般制限区域、重点制限区域に分類され、規制の内容が異なります。

区域	形式		非自家用広告物等	自家用広告物等	
制限緩和区域	屋上広告物	河川軸制限区域で一部禁止 (P13 参照)	縦	建物の高さの 2/3 以内	同左
			横	建物の幅の範囲内	
	壁面広告物		縦	建物の高さの範囲内	同左
			横	建物の幅の範囲内	
	その他の広告物		地上からの高さ	大きさ・高さの規定なし	同左
	一般制限区域	屋上広告物		縦	建物の高さの 1/3 以内
			横	建物の幅の範囲内	
壁面広告物			縦	建物の高さの範囲内	同左
			横	建物の幅の範囲内	
その他の広告物			表示面積	30㎡以内（東部制限区域の市街化調整区域は、7㎡以内）	大きさ・高さの規定なし
			地上からの高さ	10m以内（東部制限区域の市街化調整区域は、5m以内）	
重点制限区域	屋上広告物		縦	建物の高さの 1/3 以内	同左
			横	建物の幅の範囲内	
	壁面広告物		縦	建物の高さの範囲内	同左
			横	建物の幅の範囲内	
	その他の広告物		表示面積	7㎡以内	大きさ・高さの規定なし
			地上からの高さ	10m以内	

注：P17 「表示の方法等の制限」が除外される広告物等はこの限りではありません

※  は、通常の許可基準（P5）と同じ基準です。

制限緩和区域	・商業地域 ・近隣商業地域
一般制限区域	・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・工業専用地域 ・市街化調整区域
重点制限区域	上記以外

表示の方法等の制限区域の分類は、枚方市のホームページ（[屋外広告物条例規制区域図のページ](#)）で確認することができます。

④特定区域（枚方市駅の周辺の区域）

特定区域（下図参照）は、河川軸制限区域内の枚方市駅の周辺において区域を定めており、河川軸制限区域の制限に加えて、下記の制限を設けています。（令和4年4月27日までに設置・表示工事が完了しているものを除く。）



※区域境界については、京阪電車枚方市駅の駅舎を含め、道路の境界線等を基本としています。

区分		面積	掲出位置
屋上広告物	自家用 広告物		地上から最上端までの距離は 15メートル以内 ただし、鉄道駅等の名称等については、既存の広告物の最上端より上部には設置しないこと。
	非自家用 広告物	7㎡以内	地上から最上端までの距離は 15メートル以内
屋上広告物以外（非自家用 広告物）		7㎡以内	

表示の方法等の制限区域の分類は、枚方市のホームページ（[屋外広告物条例規制区域図のページ](#)）で確認することができます。

。

### ⑤景観重点区域（枚方宿地区）

景観重点区域は、枚方市景観計画において、良好な景観を形成する上で特に重要な区域とされ、枚方宿地区では、街道沿いの歴史的景観に配慮した良好な景観の保全等を図る区域としています。

#### ○事前協議

景観重点区域（枚方宿地区）で、下記の「色彩」、「形式」、「大きさ・位置」の全ての事項に該当する広告物等を新たに表示・設置する許可を受けようとする場合及び広告物等を変更し、又は下記に該当することとなる変更の許可等を受けようとする場合は、その許可の申請をするまでに事前協議が必要です。※なお、継続許可の場合は事前協議が不要です。

枚方宿地区のゾーン区分	色彩※	形式	大きさ・位置
【商業・業務環境整備ゾーン】 【生活環境整備ゾーン】	以下の彩度を超える色の面積が、表示面の2/3を超える色彩を使用するもの ・R（赤）、YR（橙）系の色相の場合、彩度10 ・Y（黄）系の色相の場合、彩度8 ・その他の色相の場合、彩度6 ただし、着色していない石、土、レンガ、木、金属、ガラスその他自然素材の場合を除く。	屋上広告物 壁面広告物 地上広告物	・表示面積 100㎡を超えるもの ・地上から上端の位置 15mを超えるもの
【歴史的環境整備ゾーン】 （街道沿い）			表示面積 5㎡を超えるもの

※マンセル表色系に基づく色彩

#### ○表示の方法等の基準

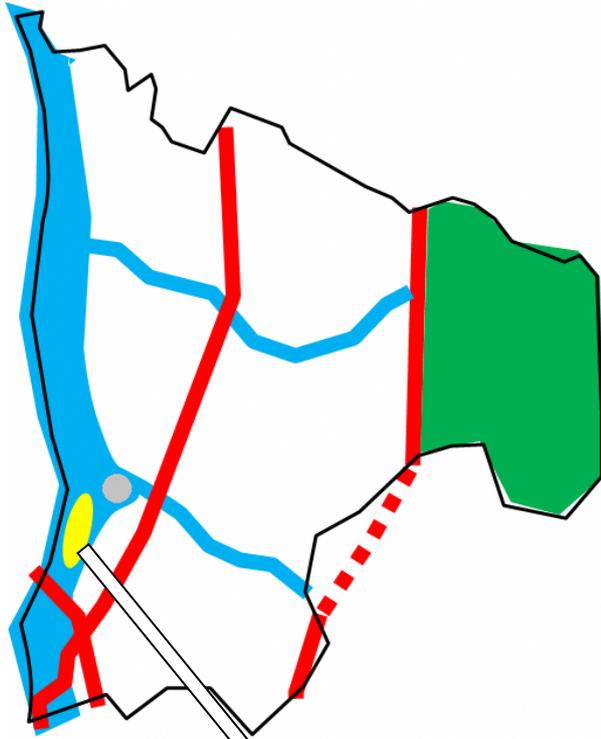
河川軸制限区域における大きさ等の基準に適合するとともに、歴史的景観と調和等を図るために下記の基準に適合するよう努めることとしています。

枚方宿地区のゾーン区分	色彩の基準	デジタルサイネージの基準
【商業・業務環境整備ゾーン】 【生活環境整備ゾーン】	以下の彩度を超える色の面積が、各表示面の2/3を超える色彩を使用しないこと。 ・R（赤）、YR（橙）系の色相の場合、彩度10 ・Y（黄）系の色相の場合、彩度8 ・その他の色相の場合、彩度6 ただし、着色していない石、土、レンガ、木、金属、ガラスその他自然素材の場合を除く。	光量、点滅の速度等は歴史的な景観を損なわないものとする こと。
【歴史的環境整備ゾーン】 （街道沿い）		電光による表示をしないこと。

※上記に加えて河川軸制限区域の表示の方法等の制限（P12参照）に適合することが必要です。

#### <参考：枚方市景観計画に定める方針>

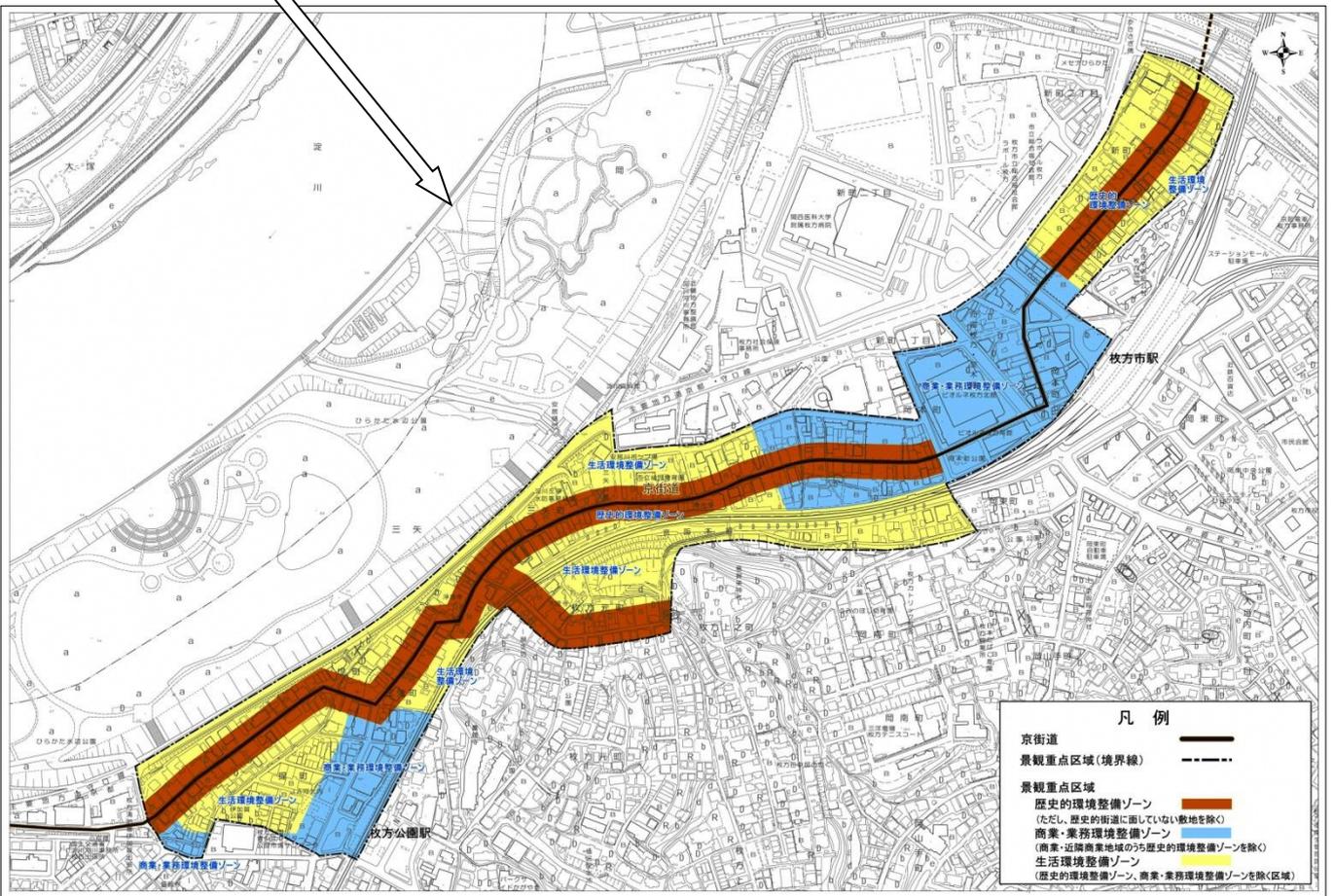
- ・ 建築物との一体感が感じられ、際立った色使いを避け、落ち着いた色にするなど、建築物や周辺の伝統的なまちなみと調和したものとするよう努める。
- ・ 歩行者の視線からの見通しに配慮し、必要最小限の大きさ・数量とするよう努める。
- ・ 複数設置する場合は、建物の片側にまとめ、大きさを揃えるなどの工夫に努める。



### 枚方宿地区

江戸時代から京都と大阪をつなぐ京街道の宿場町として賑わい、陸の街道だけでなく、街道とほぼ平行して流れる淀川を利用した水上交通の中継港の役割を持つ交通の要衝でした。

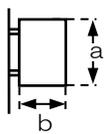
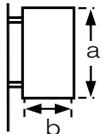
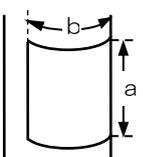
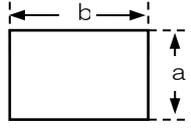
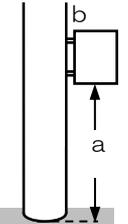
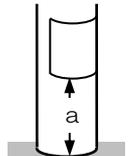
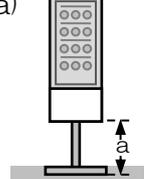
その後も枚方市の玄関口として成長してきましたが、今でも歴史的な建造物が数多く残り、淀川や万年寺山といった自然環境にも恵まれています。



景観重点区域（枚方宿地区）の詳細図は、枚方市のホームページ（[枚方市景観計画区域図](#)）で確認することができます。

## (2) 表示の方法等の制限物件（電柱や停留所標識）

電柱や停留所標識は、広告物等の表示の方法等が制限される物件であり、これらを利用する場合について、次の規制を定めています。

	電柱を利用する広告物等		停留所標識を利用する広告物等
	突き出して取り付けるもの	巻き付けて取り付けるもの	
大きさ	<p>① 府の管理する道路の電柱に取り付ける場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>縦 1.2 m以内(a)</li> <li>横 0.45m以内(b)</li> </ul>  <p>② ①以外の道路の電柱に取り付ける場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>縦 2.0 m以内(a)</li> <li>横 0.5 m以内(b)</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>縦 1.5 m以内(a)</li> <li>横 電柱の円周の範囲内(b)</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>縦 0.45 m以内(a)</li> <li>横 0.45 m以内(b)</li> </ul> 
掲出位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>地上から最下端までの距離 4.5 m以上(a) (歩道上 3.0 m以上)</li> <li>電柱との間隔 0.15m以内(b)</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>地上から最下端までの距離 1.2 m以上(a)</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>地上から最下端までの距離 0.7 m以上(a)</li> </ul> 
掲出数	電柱 1 本につき 1 個	電柱 1 本につき 1 個 (道路標識を掲出している電柱には、掲出してはならない。ただし、道路標識の効用を妨げないものである場合は、この限りでない。)	2面以内 (進行車両の非対向面・歩道側面に限る)
色彩等	<p>①地色は、電柱を利用する広告物等にあつては白色又は白以外の色で彩度が低いもの、停留所標識を利用する広告物等にあつては赤色、黄色その他これらに類する色以外の色</p> <p>②蛍光塗料以外の塗料</p> <p>*①②とも看板の場合に限っての制限</p>		

## 2-4 適用除外

＜条例第 15 条から第 22 条まで＞

社会生活を営む上で必要性の高い広告物等は、各種の規制(禁止地域等、禁止物件、許可、表示の方法等の制限区域(※1)、表示の方法等の制限物件(※2))の適用が全部又は一部除外されます。

条文	番号	広告物等の種類	除外の内容	表示面積 ・大きさ等	その他
第16条	(1)	他の法令の規定により表示・設置するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可(不要)</li> <li>・禁止地域等</li> <li>・禁止物件</li> <li>・表示の方法等の制限区域(※1)</li> <li>・表示の方法等の制限物件(※2)</li> </ul>		
	(2)	道先案内図その他公共上必要なもので、国、公共団体、公益法人等の団体が表示・設置するもの			
	(3)	公益上必要な物件に寄贈者名等を表示するもの			
	(4)	非常災害のため必要な応急措置として表示・設置するもの			
	(5)	冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示・設置するもの			
	(6)	講演会、展覧会、音楽会等の催物のためその会場の敷地内に表示・設置するもの			
	(7)	自己の管理する土地・物件に管理上の必要に基づき表示・設置するもの		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(1基あたり)</li> <li>・<b>7㎡以内</b></li> <li>・(枚方宿地区歴史的環境整備ゾーンは<b>5㎡以内</b>)</li> <li>・高さ(※3)4m以内</li> </ul>	
	(8)	自家用広告物等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(表示総面積)<b>7㎡以内</b>(※4)</li> <li>・(枚方宿地区歴史的環境整備ゾーンは<b>5㎡以内</b>)</li> </ul>	
第17条	(9)	自治会、商店会等がその活動のために表示・設置するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可(不要)</li> <li>・禁止地域等</li> <li>・表示の方法等の制限区域(※1)</li> </ul>		
	(10)	公職選挙法による選挙運動のために表示・設置するもの			
	(11)	政治団体が政治活動のために表示・設置する簡易広告物等(※5)			
	(12)	工事現場の仮囲い・防護材に表示・設置するもの			<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示・設置期間<b>1年以内</b></li> <li>・表示内容は<b>商品の販売を目的としない内容に限る</b></li> </ul>
	(13)	車両、船舶、航空機、人、動物等に表示・設置するもの			
	(14)	(9)～(13)以外の営利を目的としない非自家用の簡易広告物等(※5)		高さ(※3)4m以内	明示事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・表示・設置者、管理者の氏名・名称、連絡先</li> <li>・表示・設置の期間</li> </ul>
第18条	(15)	道先案内図(道路軸制限区域内に表示・設置する、公衆の利便に供するものに限る)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可(不要)</li> <li>※ただし道先案内適用図の許可が必要</li> <li>・禁止地域等</li> <li>・表示の方法等の制限区域(※1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(1基あたり)30㎡以内</li> <li>地上から最上端まで10m以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示・設置個数は4個まで</li> <li>・施設への道案内の目的のものに限る</li> <li>(屋上・壁面広告物には、用途地域に応じて道路軸制限区域の自家用広告物等と同様の大きさの基準がかかる)</li> </ul>

条文	番号	広告物等の種類	除外の内容	表示面積 ・大きさ等	その他
第19条	(16)	公衆の利便に供する道先案内図等（(15)に掲げるものを除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>禁止地域等</li> <li>表示の方法等の制限区域（※1）</li> </ul>	（1基あたり） 5㎡以内  地上から最上端まで5m以内	
第20条	(17)	自家用広告物等で、以下の施設・敷地内に表示・設置するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>学校・図書館等の教育文化施設</li> <li>病院等の医療施設</li> <li>保育所等の社会福祉施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>禁止地域等</li> </ul>	（屋上広告物） たて：建物の高さの1/3まで よこ：建物の幅の範囲内	壁面広告物には、許可の基準の大きさ基準がかかる
	(18)	電柱・停留所標識を利用するもの（表示の方法等の制限※1の適用は受けません。）		電柱や停留所標識を利用する広告物等の許可基準P16	
第21条	(19)	(8)以外の自家用広告物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>禁止地域等（文化財指定関係等の一部区域に限る）</li> <li>禁止物件（景観重要建造物等・歴史的景観建造物に限る）</li> </ul>		
第22条	(20)	自家用広告物等の簡易広告物等（※5）	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可（不要）</li> </ul>	高さ（※3）4m以内	
	(21)	表示期間が3月を超えない非自家用（自家用以外）の簡易広告物等（※5）		高さ（※3）4m以内	明示事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>表示・設置者、管理者の氏名・名称、連絡先</li> <li>表示・設置の期間</li> </ul>
第15条	(22)	自治会、商店街振興組合等が、広告主との契約に基づき道路・道路に接続する場所（国または地方公共団体が所有・管理するもの等）に表示する広告物等で、その地域における次の公共的な取組への費用に充てるためのもの <ul style="list-style-type: none"> <li>道路の清掃又は美化</li> <li>街灯、ベンチ、上屋等の整備又は管理</li> <li>公共団体と地域住民が実施主体となる催物</li> <li>道路環境向上等の営利目的でない事業・活動で、道路利用者の利便性の向上、地域の活性化・にぎわいの創出等に寄与するもの</li> <li>防犯等地域における公共的な取組に要する費用の資金を得るために表示するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可（不要）</li> <li>禁止地域等</li> <li>禁止物件</li> <li>表示の方法等の制限区域（※1）</li> </ul>		
	(23)	国・大阪府・枚方市が、その管理する土地・物件の管理に要する費用の一部に充てるため、広告主との契約に基づきその土地・物件に表示するもの（上記用途に広告主が賛同するもの）			

※1：表示の方法等の制限区域：P10の「道路軸制限区域」、「河川軸制限区域」、「東部制限区域」、「特定区域（枚方市駅の周辺の区域）」における基準の適用を除外。なお、P14の景観重点区域（枚方宿地区）の基準は除外されません。

※2：表示の方法等の制限物件：P16の電柱・停留所標識を利用する場合における基準の適用を除外。

※3：広告物等の「高さ」とは、壁面広告物又は屋上広告物にあっては地上から広告物等の最下端及び最上端までのそれぞれの距離の差をいい、その他広告物等にあっては地上から最上端までの距離をいう。

※4：広告物等の「表示総面積」とは、広告物等の表示面積の合算をいう。

※5：「簡易広告物等」とは、貼紙、貼札等、広告旗、立看板等の広告物等をいう。

## 2-5 その他の注意事項

＜条例第24条から第26条、第29条から第32条、第58条から63条＞

### 禁止地域等の指定等に伴う経過措置

禁止地域等、禁止物件、表示の方法等の基準等の変更などに伴い、条例の規定に抵触することとなる場合には、是正するために必要な一定の期間※は当該規定が適用されません。ただし、許可を要しなかった広告物等が抵触することとなる場合には、その旨を1年以内に届け出なければなりません。

※2年間（堅ろうな広告物等＝鉄骨造・石造等耐久性のある構造のもので建築確認を受けているものは3年間の場合あり）

### 管理者の設置

広告物等の表示・設置者は広告物等を適正に管理するために、管理者を置かなければなりません。

### 管理義務

広告物等の表示・設置者や管理者は、良好な景観を害することや公衆に対する危害発生防止のため、広告物等の補修その他必要な管理（自主点検）を怠らないようにしなければなりません。

許可に係る広告物等であって、高さが4mを超えるものはまたは1基あたりの表示面積が7㎡を超えるものは、2年以内ごとに下記のいずれかの者による点検をしなければなりません。（P20・P26参照）

＜安全点検を行う者の資格＞

- ① 登録試験機関の行う試験に合格した者（屋外広告士を含む）
- ② 屋外広告物点検技能講習修了者（屋外広告業の事業者団体（一般財団法人日本屋外広告業団体連合会、公益社団法人日本サイン協会）が実施するもの）
- ③ 都道府県や政令指定都市、中核市が行う講習会の課程を修了した者
- ④ 広告美術仕上げに関する準則訓練修了者、職業訓練指導員免許取得者、技能検定合格者
- ⑤ 建築士
- ⑥ 第1種又は第2種電気工事士、特種電気工事士又は認定電気工事従事者
- ⑦ 第1種、第2種又は第3種の電気主任技術者免状所持者
- ⑧ 帆布製品製造に関する準則訓練修了者、職業訓練指導員免許取得者、技能検定合格者

### 違反広告物に対する措置

条例等に違反した広告物等については、その表示・設置者、管理者に改修、移転、除却等の措置をとるよう指導・勧告・命令することや、許可を取り消すことがあります。

指導・勧告に従わない場合には、公表することがあります。また、命令に応じないときは、強制的に除却することがあります。

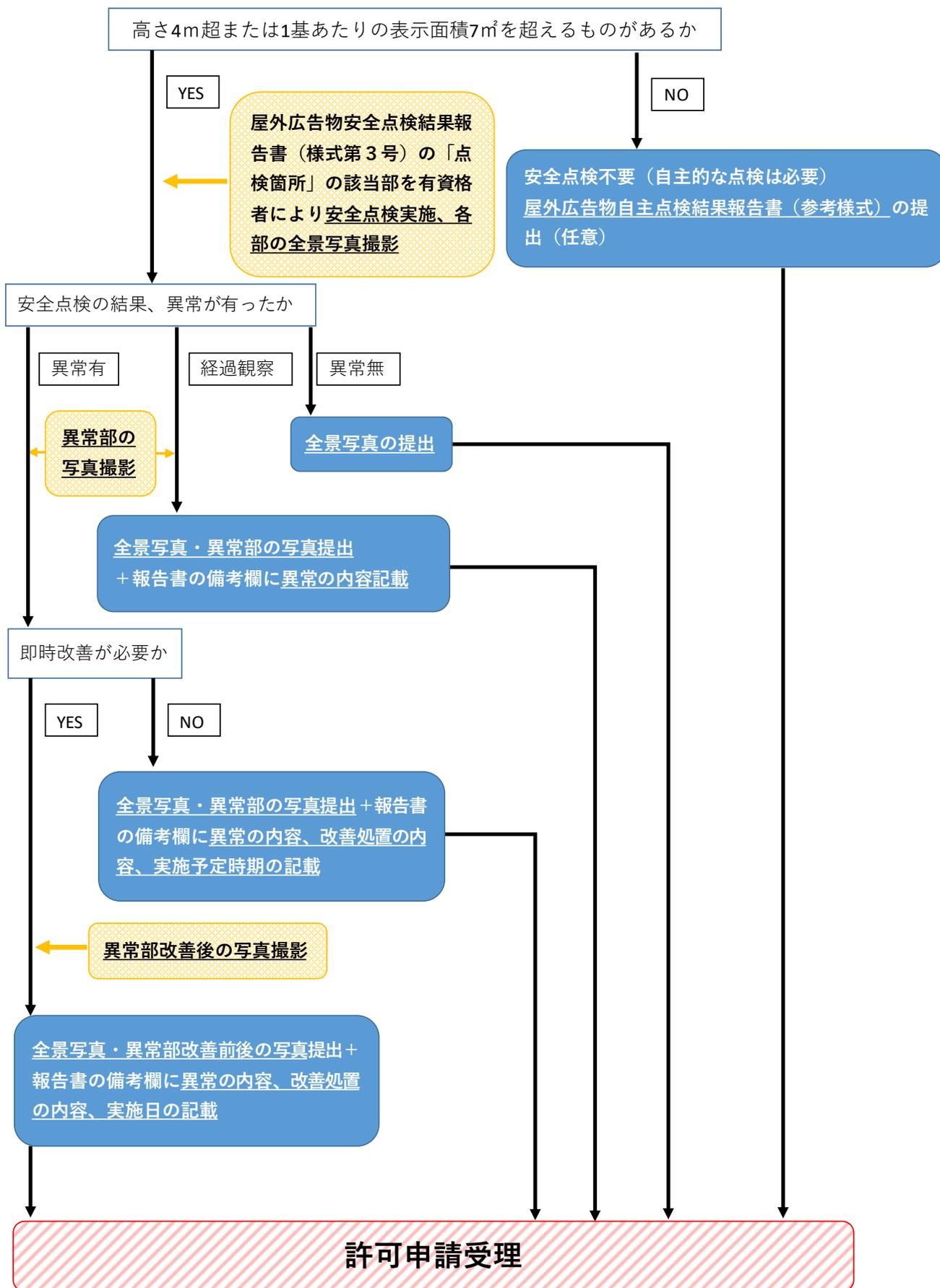
### 報告の徴収及び立入検査

条例の目的を達するため特に必要がある場合には、報告を求めることや立入検査を実施することがあります。

### 罰則

条例に違反した場合には、1年以下の懲役や50万円以下の罰金などに処せられることがあります。また、違反行為を行った行為者だけでなく、雇用主や表示・設置を指示した者に対しても罰則の規定が適用されることがあります。

# ○安全点検実施の流れ



# 第3章 屋外広告業 3-1 屋外広告業の登録等

〈条例第36条、第37条、第40条、第41条、第44条、第49条〉

## (1) 屋外広告業の登録等

### 登録が必要な場合

枚方市内に営業所を有しているか否かにかかわらず、枚方市内において業として広告物等の表示・設置の工事等を行おうとする場合は登録が必要です。

この登録は、大阪府知事の登録を受けた屋外広告物業者が市長に「特例届出」をする場合と「市長の登録の申請」をする場合で、それぞれ取り扱いが異なります。

### ○特例届出

大阪府知事に屋外広告業の登録を受けた方が枚方市内で屋外広告業を営む場合、市長に府の登録業者である旨を届け出ること、市の登録業者とみなされる「**特例届出**」があります。

また、大阪府知事の登録を更新するなど、届出事項に変更があった場合や廃業した場合等は、市長に届出が必要です。なお、これらの手続きに係る手数料はありません。

### ○登録の申請

大阪府知事の登録を受けずに市長の登録を受けることができます。この登録の有効期間は5年間となり、継続して営業する場合は、更新の登録が必要です。また、申請事項に変更があった場合や廃業した場合等は、市長に届出が必要です。なお、登録申請の手続きには手数料（1万円）が必要です。

### 屋外広告業とは・・・

屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示又は設置することを業として行う営業をいいます。

なお、広告代理業や単に広告物の印刷、製作等を行うだけでは、屋外広告業には当たりません。

### 業務主任者の選任

登録を受けようとする方は、営業所ごとに以下のいずれかを満たす者を業務主任者として選任しなければなりません。

- ① 登録試験機関の行う試験に合格した者(屋外広告士を含む)
- ② 都道府県や政令指定都市、中核市が行う講習会の課程を修了した者
- ③ 広告美術仕上げに関する準則訓練修了者、職業訓練指導員免許取得者、技能検定合格者

※屋外広告の事業者団体が実施する技能講習会の受講修了者は認めていません。

### 業務主任者は、以下の業務の総括を行います

- ① 条例その他広告物の表示及び設置に関する法令の規定の遵守に関する業務
- ② 広告物の表示及び設置に関する工事の適正な施工その他安全の確保に関する業務
- ③ 営業所ごとに備える帳簿の記載及び帳簿の保存に関する業務
- ③ 上記のほか、業務の適正な実施の確保に関する業務

## 必要書類

特例届出の種別ごとに下表の図書を添付の上、2部（正副各1部）を窓口へ提出してください。

### ①特例屋外広告業届出

種別	添付書類
特例屋外 広告業届出 (様式第20号)	大阪府の登録通知書の写し（有効期限内のもの） ※大阪府の「登録証明書」の写しも可
	大阪府の登録通知書に対応する登録申請書（大阪府様式第11号の第1面・第2面）副本の写し ※登録の有効期間内に登録事項の変更を行った場合は、登録事項変更届出書副本（大阪府様式第18号）の写しも併せて提出してください
	業務主任者の資格を証する書類（次のいずれかの写し） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外広告士登録証</li> <li>・ 屋外広告物講習会修了証</li> <li>・ 広告美術仕上げに関する知識を有することを証する書類 （例）職業訓練指導員免許証、技能検定合格証書、準則訓練修了証</li> </ul>
その他必要な書類	委任状（届出者が当該届出手続きを代理人に委任する場合）
	必要に応じ市長が必要と認める書類

### ②特例屋外広告業変更届出（変更後速やかに届出が必要）

種別	変更のあった届出事項	添付書類
特例屋外 広告業 変更届出 (様式第21号)	大阪府の登録の有効期限 （大阪府の登録を更新したとき）	大阪府の登録通知書の写し 当該登録通知書に対応する登録申請書副本（大阪府様式第11号第1面・第2面）の写し
	大阪府の登録事項の変更 （営業所・業務主任者の事項の変更は除く）	大阪府に提出した登録事項変更届出書（大阪府様式第18号）副本の写し
	枚方市内で営業を行う営業所の変更 （枚方市内で営業を行う営業所の追加・削除を含む）	大阪府に提出した登録事項変更届出書（大阪府様式第18号）副本の写し（*）
	枚方市内で営業を行う営業所の業務主任者の変更 （枚方市内で営業を行う営業所の業務主任者の追加・削除を含む）	大阪府に提出した登録事項変更届出書（大阪府様式第18号）副本の写し（*） 業務主任者資格を証する書面の写し
その他必要な書類	委任状（届出者が当該届出手続きを代理人に委任する場合）	必要に応じ市長が必要と認める書類
	必要に応じ市長が必要と認める書類	

（\*）大阪府の登録事項を変更していない場合は添付不要

※届出書の提出を郵送で希望する場合は、返信用の「封筒1部」に返信先を記入し、副本の郵送料相当分の「切手」を貼り付けて、下記の郵送先に提出してください。

なお、窓口（P23参照）で行う場合の住所と異なりますのでご注意ください。

**【郵送先】住所：（〒573-8666）枚方市大垣内町2丁目1番20号**  
**宛先：枚方市役所 都市整備部 住宅まちづくり課**  
**電話：072-841-1478**

## (2) 屋外広告業の廃業等

登録を受けた（特例届出をした）後に、屋外広告業を廃業したときは、その日（死亡したときは、その事実を知った日）から30日以内に、下表に示す廃業等の届出事由に応じた届出者が2部（正副各1部）を窓口へ提出してください。

種別	廃業等の届出事由	届出者
屋外広告業 廃業等届出 (様式第16号)	死亡した場合	その相続人
	法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
	法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
	法人が合併及び破産手続開始決定以外の理由により解散した場合	その清算人
	枚方市の区域内において屋外広告業を廃止した場合	屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人の役員

※届出書の提出を郵送で希望する場合は、返信用の「封筒1部」に返信先を記入し、副本の郵送料相当分の「切手」を貼り付けて、下記の郵送先に提出してください。

なお、窓口（下記参照）で行う場合の住所と異なりますのでご注意ください。

**【郵送先】住所：(〒573-8666) 枚方市大垣内町2丁目1番20号**  
**宛先：枚方市役所 都市整備部 住宅まちづくり課**  
**電話：072-841-1478**

※届出書のほか、要件を確認するために、別途書類が必要な場合があります。

※同一団体に属する者以外の方が届出を代行される場合は、委任状が必須です。

### <問い合わせ先・窓口>

○広告物等の規制及び許可、屋外広告業の登録又は特例届出などの詳細について

枚方市役所 都市整備部 住宅まちづくり課（電話：072-841-1478）

事務所所在地：枚方市大垣内町2丁目9番15号 枚方市役所 分館2階

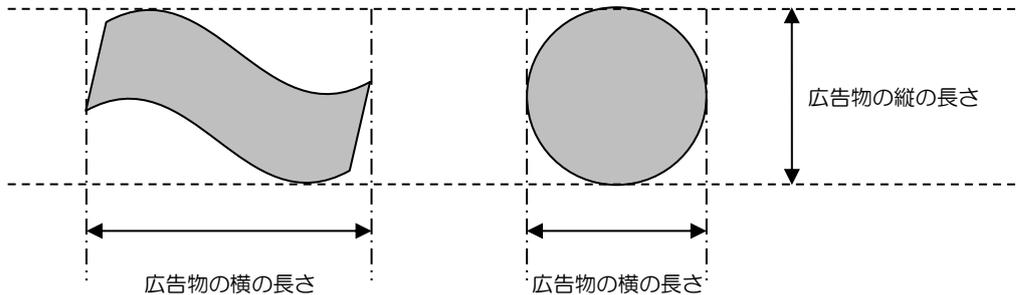
○大阪府の屋外広告業の登録の詳細

大阪府 都市整備部 住宅建築局建築環境課（電話：06-6210-9717）

# 参考資料 資料①（面積の算定方法について）

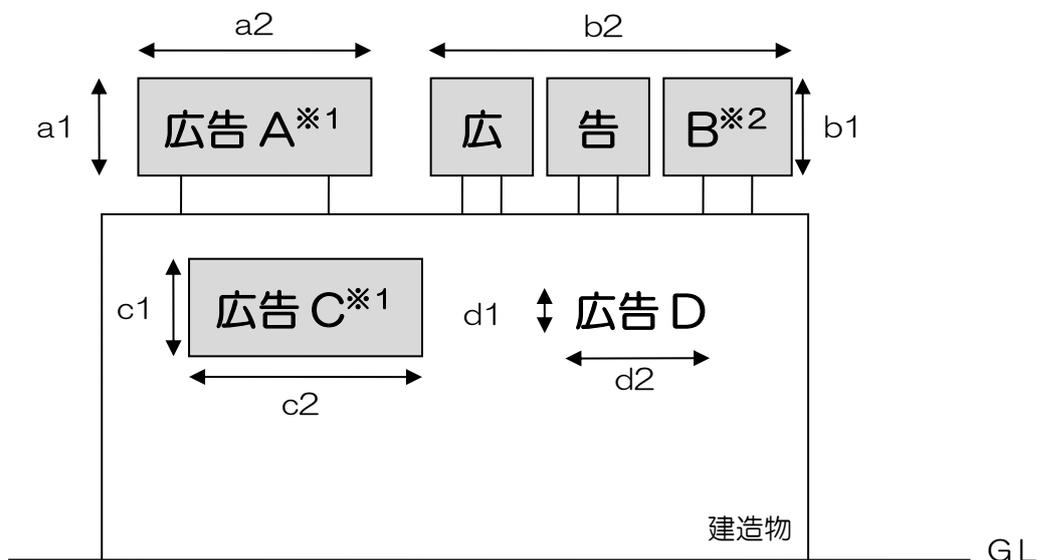
広告物等ごとに、広告物等の縦×横の合計を手数料算定の根拠となる面積とする。

（各広告物等の面積算定方法）



広告物等の縦の長さ×広告物等の横の長さ×表示面数＝広告物等の表示面積

（建造物に表示する広告物等の面積）

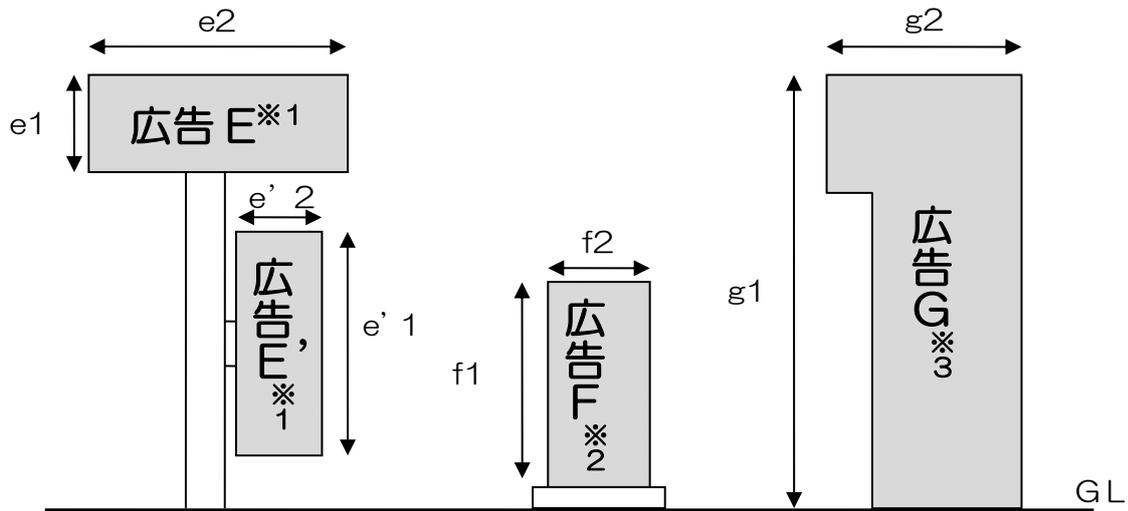


	広告物等の縦の長さ	広告物等の横の長さ	広告物等の面積
広告 A※1	a1	a2	a1×a2
広告 B※2	b1	b2	b1×b2
広告 C※1	c1	c2	c1×c2
広告 D	d1	d2	d1×d2

※1 板面に表示している場合は、当該板面の長さを広告物等の長さとする。

※2 余白部分を含めて広告物等を表示している場合は、当該余白部分を広告物等の長さを含む。

(地上広告物等の面積)



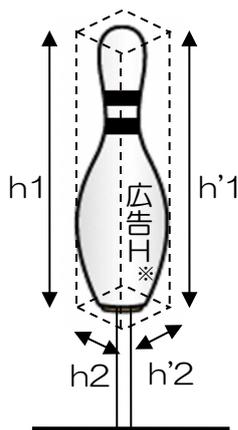
	広告物等の縦の長さ	広告物等の横の長さ	広告物等の面積
広告 E1※1	e1	e2	$e1 \times e2 + e'1 \times e'2$
広告 E2※1	e'1	e'2	
広告 F※2	f1	f2	$f1 \times f2$
広告 G※3	g1	g2	$g1 \times g2$

※1 同一の掲出物件に掲出され、又は表示される広告物等の面積は、全ての広告物等の合計の面積とする。(自己管理用も含む)

※2 掲出物件部分の面積は、広告物等の面積に算入しない。

※3 長方形でない場合であっても、一体の広告物等については長方形であるものとみなして面積を算定する。

(立体的に広告物等を表示する場合の面積)

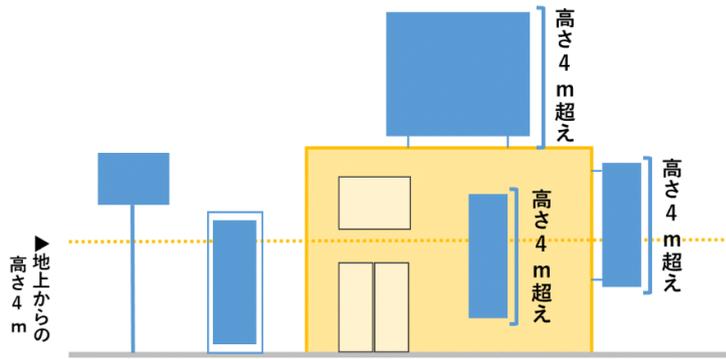


	広告物等の縦の長さ	広告物等の横の長さ	広告物等の面積
広告 H※	h1	h2	$h1 \times h2 \times 2$
	h'1	h'2	$+ h'1 \times h'2 \times 2$

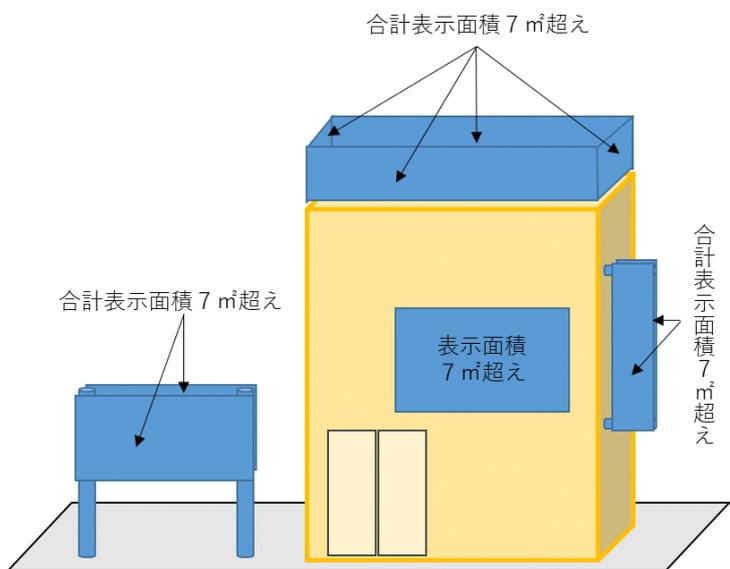
※ 立体的に表示している広告物等は、4面で構成される広告物等とみなして面積を算定する。立体的に表示する広告物等ではない、単に曲面に表示する場合などはこの限りでない。

# 資料②安全点検の対象となる屋外広告物の取扱い

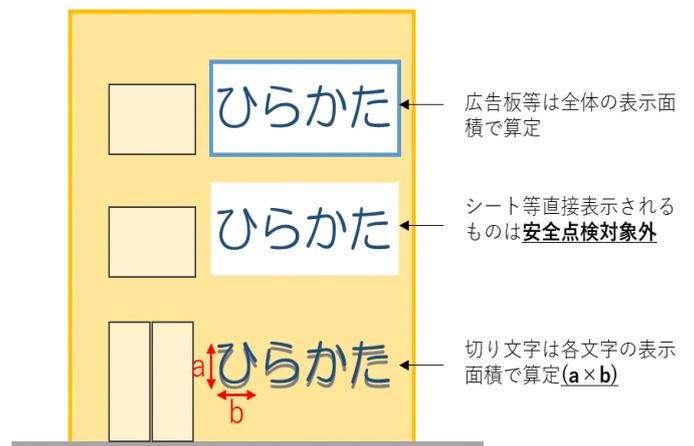
高さが4mを超えるもの



1基あたりの表示面積が7㎡を超えるもの

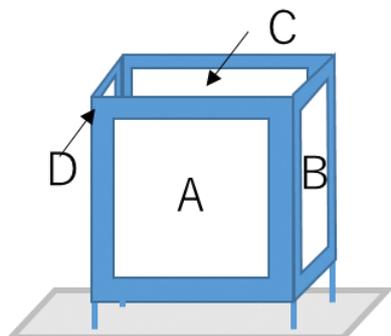


壁面広告物の取扱いについて

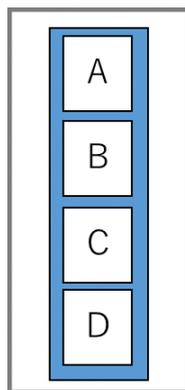


下図のように、複数の事業者等の広告物が一体となっている物件で各事業者等が個別に許可を受ける場合において、各事業者が表示する広告物のみでは安全点検の対象となる規模要件に該当しない場合でも、**一体の広告物全体(A+B+C+D)では当該要件に該当する場合は**、各事業者が2年を超えない期間で安全点検を行う必要があります。

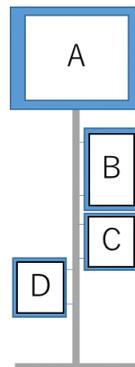
屋上



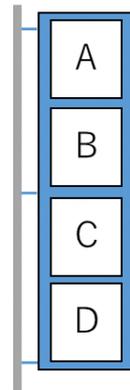
壁面



地上



その他(突出)



# 資料③ (手数料表)

屋上広告物、壁面広告物、地上広告物 (許可期間 2年以内)			その他 (許可期間 3ヶ月以内)		
2 m <sup>2</sup> 未満	450 円				
2 m <sup>2</sup> ~ 5 m <sup>2</sup>	1,000 円				
を 超 え		以下	を 超 え 以下		
5 m <sup>2</sup> ~ 10 m <sup>2</sup>	2,000 円		255 m <sup>2</sup> ~ 260 m <sup>2</sup>	52,000 円	
10 m <sup>2</sup> ~ 15 m <sup>2</sup>	3,000 円		260 m <sup>2</sup> ~ 265 m <sup>2</sup>	53,000 円	
15 m <sup>2</sup> ~ 20 m <sup>2</sup>	4,000 円		265 m <sup>2</sup> ~ 270 m <sup>2</sup>	54,000 円	
20 m <sup>2</sup> ~ 25 m <sup>2</sup>	5,000 円		270 m <sup>2</sup> ~ 275 m <sup>2</sup>	55,000 円	
25 m <sup>2</sup> ~ 30 m <sup>2</sup>	6,000 円		275 m <sup>2</sup> ~ 280 m <sup>2</sup>	56,000 円	
30 m <sup>2</sup> ~ 35 m <sup>2</sup>	7,000 円		280 m <sup>2</sup> ~ 285 m <sup>2</sup>	57,000 円	
35 m <sup>2</sup> ~ 40 m <sup>2</sup>	8,000 円		285 m <sup>2</sup> ~ 290 m <sup>2</sup>	58,000 円	
40 m <sup>2</sup> ~ 45 m <sup>2</sup>	9,000 円		290 m <sup>2</sup> ~ 295 m <sup>2</sup>	59,000 円	
45 m <sup>2</sup> ~ 50 m <sup>2</sup>	10,000 円		295 m <sup>2</sup> ~ 300 m <sup>2</sup>	60,000 円	
50 m <sup>2</sup> ~ 55 m <sup>2</sup>	11,000 円		300 m <sup>2</sup> ~ 305 m <sup>2</sup>	61,000 円	
55 m <sup>2</sup> ~ 60 m <sup>2</sup>	12,000 円		305 m <sup>2</sup> ~ 310 m <sup>2</sup>	62,000 円	
60 m <sup>2</sup> ~ 65 m <sup>2</sup>	13,000 円		310 m <sup>2</sup> ~ 315 m <sup>2</sup>	63,000 円	
65 m <sup>2</sup> ~ 70 m <sup>2</sup>	14,000 円		315 m <sup>2</sup> ~ 320 m <sup>2</sup>	64,000 円	
70 m <sup>2</sup> ~ 75 m <sup>2</sup>	15,000 円		320 m <sup>2</sup> ~ 325 m <sup>2</sup>	65,000 円	
75 m <sup>2</sup> ~ 80 m <sup>2</sup>	16,000 円		325 m <sup>2</sup> ~ 330 m <sup>2</sup>	66,000 円	
80 m <sup>2</sup> ~ 85 m <sup>2</sup>	17,000 円		330 m <sup>2</sup> ~ 335 m <sup>2</sup>	67,000 円	
85 m <sup>2</sup> ~ 90 m <sup>2</sup>	18,000 円		335 m <sup>2</sup> ~ 340 m <sup>2</sup>	68,000 円	
90 m <sup>2</sup> ~ 95 m <sup>2</sup>	19,000 円		340 m <sup>2</sup> ~ 345 m <sup>2</sup>	69,000 円	
95 m <sup>2</sup> ~ 100 m <sup>2</sup>	20,000 円		345 m <sup>2</sup> ~ 350 m <sup>2</sup>	70,000 円	
100 m <sup>2</sup> ~ 105 m <sup>2</sup>	21,000 円		350 m <sup>2</sup> ~ 355 m <sup>2</sup>	71,000 円	
105 m <sup>2</sup> ~ 110 m <sup>2</sup>	22,000 円		355 m <sup>2</sup> ~ 360 m <sup>2</sup>	72,000 円	
110 m <sup>2</sup> ~ 115 m <sup>2</sup>	23,000 円		360 m <sup>2</sup> ~ 365 m <sup>2</sup>	73,000 円	
115 m <sup>2</sup> ~ 120 m <sup>2</sup>	24,000 円		365 m <sup>2</sup> ~ 370 m <sup>2</sup>	74,000 円	
120 m <sup>2</sup> ~ 125 m <sup>2</sup>	25,000 円		370 m <sup>2</sup> ~ 375 m <sup>2</sup>	75,000 円	
125 m <sup>2</sup> ~ 130 m <sup>2</sup>	26,000 円		375 m <sup>2</sup> ~ 380 m <sup>2</sup>	76,000 円	
130 m <sup>2</sup> ~ 135 m <sup>2</sup>	27,000 円		380 m <sup>2</sup> ~ 385 m <sup>2</sup>	77,000 円	
135 m <sup>2</sup> ~ 140 m <sup>2</sup>	28,000 円		385 m <sup>2</sup> ~ 390 m <sup>2</sup>	78,000 円	
140 m <sup>2</sup> ~ 145 m <sup>2</sup>	29,000 円		390 m <sup>2</sup> ~ 395 m <sup>2</sup>	79,000 円	
145 m <sup>2</sup> ~ 150 m <sup>2</sup>	30,000 円		395 m <sup>2</sup> ~ 400 m <sup>2</sup>	80,000 円	
150 m <sup>2</sup> ~ 155 m <sup>2</sup>	31,000 円		400 m <sup>2</sup> ~ 405 m <sup>2</sup>	81,000 円	
155 m <sup>2</sup> ~ 160 m <sup>2</sup>	32,000 円		405 m <sup>2</sup> ~ 410 m <sup>2</sup>	82,000 円	
160 m <sup>2</sup> ~ 165 m <sup>2</sup>	33,000 円		410 m <sup>2</sup> ~ 415 m <sup>2</sup>	83,000 円	
165 m <sup>2</sup> ~ 170 m <sup>2</sup>	34,000 円		415 m <sup>2</sup> ~ 420 m <sup>2</sup>	84,000 円	
170 m <sup>2</sup> ~ 175 m <sup>2</sup>	35,000 円		420 m <sup>2</sup> ~ 425 m <sup>2</sup>	85,000 円	
175 m <sup>2</sup> ~ 180 m <sup>2</sup>	36,000 円		425 m <sup>2</sup> ~ 430 m <sup>2</sup>	86,000 円	
180 m <sup>2</sup> ~ 185 m <sup>2</sup>	37,000 円		430 m <sup>2</sup> ~ 435 m <sup>2</sup>	87,000 円	
185 m <sup>2</sup> ~ 190 m <sup>2</sup>	38,000 円		435 m <sup>2</sup> ~ 440 m <sup>2</sup>	88,000 円	
190 m <sup>2</sup> ~ 195 m <sup>2</sup>	39,000 円		440 m <sup>2</sup> ~ 445 m <sup>2</sup>	89,000 円	
195 m <sup>2</sup> ~ 200 m <sup>2</sup>	40,000 円		445 m <sup>2</sup> ~ 450 m <sup>2</sup>	90,000 円	
200 m <sup>2</sup> ~ 205 m <sup>2</sup>	41,000 円		450 m <sup>2</sup> ~ 455 m <sup>2</sup>	91,000 円	
205 m <sup>2</sup> ~ 210 m <sup>2</sup>	42,000 円		455 m <sup>2</sup> ~ 460 m <sup>2</sup>	92,000 円	
210 m <sup>2</sup> ~ 215 m <sup>2</sup>	43,000 円		460 m <sup>2</sup> ~ 465 m <sup>2</sup>	93,000 円	
215 m <sup>2</sup> ~ 220 m <sup>2</sup>	44,000 円		465 m <sup>2</sup> ~ 470 m <sup>2</sup>	94,000 円	
220 m <sup>2</sup> ~ 225 m <sup>2</sup>	45,000 円		470 m <sup>2</sup> ~ 475 m <sup>2</sup>	95,000 円	
225 m <sup>2</sup> ~ 230 m <sup>2</sup>	46,000 円		475 m <sup>2</sup> ~ 480 m <sup>2</sup>	96,000 円	
230 m <sup>2</sup> ~ 235 m <sup>2</sup>	47,000 円		480 m <sup>2</sup> ~ 485 m <sup>2</sup>	97,000 円	
235 m <sup>2</sup> ~ 240 m <sup>2</sup>	48,000 円		485 m <sup>2</sup> ~ 490 m <sup>2</sup>	98,000 円	
240 m <sup>2</sup> ~ 245 m <sup>2</sup>	49,000 円		490 m <sup>2</sup> ~ 495 m <sup>2</sup>	99,000 円	
245 m <sup>2</sup> ~ 250 m <sup>2</sup>	50,000 円		495 m <sup>2</sup> ~ 500 m <sup>2</sup>	100,000 円	
250 m <sup>2</sup> ~ 255 m <sup>2</sup>	51,000 円		500 m <sup>2</sup> ~ 505 m <sup>2</sup>	101,000 円	
			アドバルーン	1 個	650 円
			広告旗	1 枚	350 円
			立看板等	1 枚	200 円
			貼紙、貼札等	100 枚	250 円
			を 超 え 以下		
			100 枚 ~ 200 枚	500 円	
			200 枚 ~ 300 枚	750 円	
			300 枚 ~ 400 枚	1,000 円	
			400 枚 ~ 500 枚	1,250 円	
			500 枚 ~ 600 枚	1,500 円	
			600 枚 ~ 700 枚	1,750 円	
			700 枚 ~ 800 枚	2,000 円	
			800 枚 ~ 900 枚	2,250 円	
			900 枚 ~ 1,000 枚	2,500 円	
			1,000 枚 ~ 1,100 枚	2,750 円	
			1,100 枚 ~ 1,200 枚	3,000 円	
			1,200 枚 ~ 1,300 枚	3,250 円	
			1,300 枚 ~ 1,400 枚	3,500 円	
			1,400 枚 ~ 1,500 枚	3,750 円	
			1,500 枚 ~ 1,600 枚	4,000 円	
			1,600 枚 ~ 1,700 枚	4,250 円	
			1,700 枚 ~ 1,800 枚	4,500 円	
			1,800 枚 ~ 1,900 枚	4,750 円	
			1,900 枚 ~ 2,000 枚	5,000 円	
			2,000 枚 ~ 2,100 枚	5,250 円	
			2,100 枚 ~ 2,200 枚	5,500 円	
			2,200 枚 ~ 2,300 枚	5,750 円	
			2,300 枚 ~ 2,400 枚	6,000 円	
			2,400 枚 ~ 2,500 枚	6,250 円	
			2,500 枚 ~ 2,600 枚	6,500 円	
			2,600 枚 ~ 2,700 枚	6,750 円	
			2,700 枚 ~ 2,800 枚	7,000 円	
			2,800 枚 ~ 2,900 枚	7,250 円	
			2,900 枚 ~ 3,000 枚	7,500 円	
			3,000 枚 ~ 3,100 枚	7,750 円	
			屋外広告業の登録	1 件	10,000 円
			屋外広告業の登録証明書	1 通	500 円
			講習会の講習	1 人 1 科目 1 回	2,000 円
			講習会修了証書の再交付	1 通	550 円



---

発行年月：平成28年（2016年）10月

改訂年月：令和4年（2022年）10月

編集：枚方市役所 都市整備部 住宅まちづくり課

事務所所在地：枚方市大垣内町2丁目9番15号 枚方市役所 分館2階

TEL：072-841-1478(直通)

FAX：072-841-5101

[jumachi@city.hirakata.osaka.jp](mailto:jumachi@city.hirakata.osaka.jp)

---